

原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況

令和 4 年 4 月 6 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について報告するものである。

2. 申請状況及び設置変更許可等の処分の状況

- (1) 本体施設の設置変更許可申請等は、これまでに 16 発電所 27 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 1 のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請等は、これまでに 12 発電所 19 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 2 のとおり。
- (3) 所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置変更許可申請等は、これまでに 11 発電所 18 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 3 のとおり。

3. 審査進捗状況表

- (1) 本体施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 1 のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 2 のとおり。

以上

新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

令和4年4月5日現在

申請者	対象発電炉(号炉)	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北海道電力	泊発電所 (1・2号炉)	PWR	平成25年7月8日		平成25年7月8日		平成25年7月8日		
北海道電力	泊発電所 (3号炉)	PWR	平成25年7月8日		平成25年7月8日		平成25年7月8日		
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	PWR	平成25年7月8日	平成29年5月24日	平成25年7月8日	平成29年8月25日	平成25年7月8日	平成29年9月1日	3号炉: 平成30年4月10日 4号炉: 平成30年6月5日
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	PWR	平成25年7月8日	平成27年2月12日	平成25年7月8日	3号炉: 平成27年8月4日 4号炉: 平成27年10月9日	平成25年7月8日	平成27年10月9日	3号炉: 平成28年2月26日 4号炉: 平成29年6月16日
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	PWR	平成25年7月8日	平成27年7月15日	平成25年7月8日	平成28年3月23日	平成25年7月8日	平成28年4月19日	平成28年9月7日
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	PWR	平成25年7月8日	平成26年9月10日	平成25年7月8日	1号炉: 平成27年3月18日 2号炉: 平成27年5月22日	平成25年7月8日	平成27年5月27日	1号炉 平成27年9月10日 2号炉: 平成27年11月17日
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	PWR	平成25年7月12日	平成29年1月18日	平成25年7月12日	3号炉: 平成29年8月25日 4号炉: 平成29年9月14日	平成25年7月12日	平成29年9月14日	3号炉: 平成30年5月16日 4号炉: 平成30年7月19日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 (6・7号炉)	BWR	平成25年9月27日	平成29年12月27日	平成25年9月27日	7号炉 ^{※1} : 令和2年10月14日	7号炉 ^{※1} : 平成25年9月27日	7号炉 ^{※1} : 令和2年10月30日	
中国電力	島根原子力発電所 (2号炉)	BWR	平成25年12月25日	令和3年9月15日	平成25年12月25日		平成25年12月25日		
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	BWR	平成25年12月27日	令和2年2月26日	平成25年12月27日	令和3年12月23日	平成25年12月27日		
中部電力	浜岡原子力発電所 (4号炉)	BWR	平成26年2月14日 平成27年1月26日 ^{※2}		平成26年2月14日		平成26年2月14日		
日本原子力発電	東海第二発電所 ^{※3}	BWR	平成26年5月20日	平成30年9月26日	平成26年5月20日	平成30年10月18日	平成26年5月20日		
東北電力	東通原子力発電所 (1号炉)	BWR	平成26年6月10日		平成26年6月10日		平成26年6月10日		

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北陸電力	志賀原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成26年8月12日		平成26年8月12日		平成26年8月12日		
電源開発	大間原子力発電所	BWR	平成26年12月16日		平成26年12月16日				
関西電力	美浜発電所 （3号炉）※4	PWR	平成27年3月17日	平成28年10月5日	平成27年11月26日	平成28年10月26日	平成27年3月17日	令和2年2月27日	令和3年7月27日
関西電力	高浜発電所 （1・2号炉）※5	PWR	平成27年3月17日	平成28年4月20日	平成27年7月3日	平成28年6月10日	令和元年7月31日	令和3年2月15日	
中部電力	浜岡原子力発電所（3号炉）	BWR	平成27年6月16日						
日本原子力発電	敦賀発電所 （2号炉）	PWR	平成27年11月5日				平成27年11月5日		
中国電力	島根原子力発電所 （3号炉）	BWR	平成30年8月10日						

※1 6号炉については、設計及び工事の計画は設置変更許可を踏まえた補正がなされておらず、保安規定は変更申請がなされていない。

※2 平成26年2月14日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成27年1月26日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※3 平成29年11月24日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成30年11月7日に認可した。

※4 平成27年11月26日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成28年11月16日に認可した。

※5 平成27年4月30日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成28年6月20日に認可した。

灰色：処分済

赤字：前回（令和4年1月5日）の報告時からの変更点

特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

令和 4 年 4 月 5 日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉) ※1	7号炉： 令和 7 年 10 月 13 日	平成 26 年 12 月 15 日						
電源開発	大間 原子力発電所		平成 26 年 12 月 16 日						
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和 2 年 8 月 3 日 4号炉： 令和 2 年 10 月 8 日	平成 26 年 12 月 25 日	平成 28 年 9 月 21 日	平成 29 年 4 月 26 日	令和元年 8 月 7 日	令和 2 年 4 月 17 日	令和 2 年 10 月 7 日	3号炉： 令和 2 年 12 月 11 日 4号炉： 令和 3 年 3 月 25 日
九州電力	川内 原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和 2 年 3 月 17 日 2号炉： 令和 2 年 5 月 21 日	平成 27 年 12 月 17 日	平成 29 年 4 月 5 日	1号炉： (第 1 回) 平成 29 年 5 月 24 日 (第 2 回) 平成 29 年 8 月 8 日 (第 3 回) 平成 30 年 3 月 9 日 2号炉： (第 1 回) 平成 29 年 7 月 10 日 (第 2 回) 平成 29 年 8 月 8 日 (第 3 回) 平成 30 年 3 月 9 日	1号炉： (第 1 回) 平成 30 年 5 月 15 日 (第 2 回) 平成 30 年 7 月 26 日 (第 3 回) 平成 31 年 2 月 18 日 2号炉： (第 1 回) 平成 30 年 8 月 10 日 (第 2 回) 平成 30 年 8 月 31 日 (第 3 回) 平成 31 年 4 月 12 日	令和元年 8 月 2 日	令和 2 年 3 月 25 日	1号炉： 令和 2 年 11 月 11 日 2号炉： 令和 2 年 12 月 16 日
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成 27 年 12 月 18 日						
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和 3 年 3 月 22 日	平成 28 年 1 月 14 日	平成 29 年 10 月 4 日	(第 1 回) 平成 29 年 12 月 7 日 (第 2 回) 平成 30 年 3 月 16 日 (第 3 回) 平成 30 年 5 月 11 日 (第 4 回) 平成 30 年 8 月 13 日 (第 5 回) 令和元年 7 月 11 日	(第 1 回) 平成 31 年 3 月 25 日 (第 2 回) 令和元年 12 月 24 日 (第 3 回) 令和 2 年 3 月 27 日 (第 4 回) 令和元年 10 月 10 日 (第 5 回) 令和 2 年 3 月 27 日	令和 2 年 11 月 27 日	令和 3 年 4 月 28 日	令和 3 年 10 月 5 日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)		平成 28 年 7 月 4 日 ※2						
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和 3 年 6 月 9 日	平成 28 年 12 月 22 日	平成 30 年 3 月 7 日	(第 1 回) 平成 30 年 3 月 8 日 (第 2 回) 平成 30 年 11 月 16 日 (第 3 回) 平成 31 年 3 月 15 日 (第 4 回) 令和元年 5 月 31 日	(第 1 回) 平成 31 年 4 月 25 日 (第 2 回) 令和元年 9 月 13 日 (第 3 回) 令和元年 10 月 24 日 (第 4 回) 令和 2 年 2 月 20 日			

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日		申請日	処分日	
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成29年12月20日	平成31年4月3日	3号炉： (第1回)令和元年5月16日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日 4号炉： (第1回)令和元年6月18日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日	3号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日 4号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和2年7月10日	令和3年4月6日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	(第1回)令和2年3月6日 (第2回)令和2年8月26日	(第1回)令和2年12月22日 (第2回)令和3年8月24日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日	(第1回)令和4年2月28日 ^{※3}				
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	令和8年12月22日	令和4年1月6日						

- ※1 令和元年10月24日付けの補正で、1号炉に係る申請が取り下げられた。
- ※2 令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。
- ※3 新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の変更認可申請として提出された。

灰色：処分済
赤字：前回（令和4年1月5日）の報告時からの変更点

所内常設直流電源設備（3系統目）に係る申請及び処分の状況

令和4年4月5日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
電源開発	大間原子力発電所		平成26年12月16日						
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成27年12月18日						
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和2年3月17日 2号炉： 令和2年5月21日	平成28年3月25日	平成29年2月8日	平成29年7月10日	平成30年1月29日	令和元年11月22日	令和2年3月30日	1号炉： 令和2年10月9日 2号炉： 令和2年11月18日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)		平成28年7月4日						
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和2年8月3日 4号炉： 令和2年10月8日	平成29年3月17日	平成29年6月28日	令和元年8月22日	令和2年3月5日	令和2年4月17日	令和2年10月7日	3号炉： 令和2年12月11日 4号炉： 令和3年3月25日
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和3年3月22日	平成29年11月15日	平成30年6月27日	平成31年2月27日	令和2年8月6日	令和2年11月27日	令和3年4月28日	令和3年10月5日
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和3年6月9日	平成30年2月5日 令和元年6月14日 ^{*1}	令和元年9月25日	令和2年7月17日	令和2年11月13日			
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和3年4月23日	令和3年11月17日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	令和3年4月23日	3号炉： 令和3年12月2日 4号炉： 令和3年12月3日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成31年3月28日	令和元年12月25日	令和2年3月24日	令和2年11月13日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日					

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6, 7号炉)	7号炉： 令和7年10月13日	令和3年11月12日						

※1 平成30年2月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請について、令和元年6月14日付けの補正において所内常設直流電源設備(3系統目)に係る内容が取り下げられ、同日付で再申請がなされた。

灰色：処分済
赤字：前回(令和4年1月5日)の報告時からの変更点

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 3号炉	・ ・ ・	9
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4号炉	・ ・ ・	17
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1号炉	・ ・ ・	19
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2号炉	・ ・ ・	21
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・	23
・ 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号炉	・ ・ ・	25

※1 申請順に記載

※2 北海道電力(株)泊発電所 1 / 2号炉、中国電力(株)島根原子力発電所 3号炉及び中部電力(株)浜岡原子力発電所 3号炉については、前回（令和4年1月5日第56回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年4月5日時点】

審査項目		ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2021/7/2	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
	震源を特定して策定する地震動	④	2021/10/22	
	震源を特定せず策定する地震動	②⇒③	2022/1/14	●令和4年1月14日の審査会合において、事業者から、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価に用いるために新たに設定した地下構造モデルについて説明を受けた。これに対し、大深度ボーリング調査や多くの地震観測記録の取得等の新しい地下構造モデルを設定するための十分な調査や分析が行われていないことから妥当性があるとは言えず、また、地下構造モデルを変更するのであれば、概ね審査済みとなった「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」についても再度審議する必要が生じるため、その対応方針について説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	基準地震動	②	2016/2/5	●標準応答スペクトルに基づく地震動評価の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	②	2017/3/10	●耐震重要施設等が設置された敷地に分布する埋立土について、地盤の液状化、揺すり込み沈下の評価及びそれらによる耐震重要施設への影響について確認していく。なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点の抽出をしていく必要がある。
津波(第5条)	地震による津波	③	2021/12/24	●令和3年12月24日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性を含めて、自主設備とする防潮堤や防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受けたが、水位下降側の評価については、水位低下時間に着目したパラメータスタディを実施中であるとのことであった。水位上昇側の評価については、波源域を現状よりも西側に設定した場合の影響の有無についての検討が不足しているものの、防潮堤等の自主設備の損傷を考慮した場合等の津波評価の妥当性を確認できた。今後、水位低下時間に着目した評価結果の妥当性や波源域の妥当性等について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2015/8/21	
	基準津波	②	2016/2/5	●日本海東縁部及び積丹半島北西沖の断層による地震の津波の評価後に、これらを踏まえた基準津波の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	②	2022/3/31	●これまでに判明していた防潮堤の構造成立性に係る埋立土の液状化、揺すり込み沈下の影響等の論点に関しては、令和3年9月30日の審査会合において、事業者から、防潮堤を直接岩盤に支持させる構造へ変更すること及び防潮堤の設計の考え方について説明がなされた。また、その際に指摘した防潮堤の構造に関して、令和4年3月3日の審査会合において、1・2号炉取水路及び放水路横断部の鋼製壁部等をセメント改良土に設計変更することについて説明がなされた。さらに、令和4年3月31日の審査会合において、既存の防潮堤については、残置することによる影響を定量的に評価することが困難なことから、撤去するとの方針が示された。なお、これまでの審査会合で指摘した、防潮堤の平面線形形状が変わる可能性がないことについては、引き続き事業者に対して説明を求め、確認していく。 ●今後、設計変更後の防潮堤の設計方針、構造・仕様及び構造成立性について改めて確認していく。なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。 ●また、令和3年8月26日の審査会合において事業者が示したプラント側の説明スケジュールについて、令和4年3月3日の審査会合において、基準地震動及び基準津波側の審査の進捗状況を踏まえ、耐津波設計方針の説明開始時期を令和4年4月から令和5年3月に変更するとの説明があった。
竜巻(第6条)	④	2016/9/6	●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。	
火山事象 (第6条)	火山事象	②	2021/10/14	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。令和3年10月14日の審査会合において、事業者は火山影響評価のうち主に立地評価に関する内容について説明を行った。これに対して、最新の知見も踏まえた各火山の活動履歴を網羅的に整理した上で、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行うとともに、巨大噴火の可能性評価においては、先行する他サイトの審査知見を反映し、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として重力異常や比抵抗等の物理探査による評価も実施するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	④	2014/1/28	
外部火災(第6条)	④	2014/3/4		
その他自然現象と人為事象(第6条)	④	2014/3/4		
不法な侵入(第7条)	④	—※2		
内部火災(第8条)	④	2014/3/4		
内部溢水(第9条)	④	2014/2/18		
誤操作の防止(第10条)	④	2014/2/18		
安全避難通路(第11条)	④	2013/11/19		
安全施設(第12条)	④	2014/9/2		
全交流電源喪失(第14条)	④	2014/1/28		
SFP(第16条、23条)	④	2014/2/4		
RCPB(第17条)	④	2013/9/12		
安全保護回路(第24条)	④	2013/11/19		
原子炉制御室(第26条)	④	2014/1/28		
監視設備(第31条)	④	2014/1/28		
保安電源(第33条)	④	2013/10/8		
緊急時対策所(第34条)	④	2016/9/6		
通信連絡設備(第35条)	④	2013/9/12		

※1 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1) チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2) 設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3) 今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4) ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス ^{※1}	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	④	2016/9/6	
		Lv 1.5	④		
		停止時	④		
		地震	④		
		津波	④		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	④			
	解析コード	④	2014/4/24		
	限界温度、限界圧力	④	2014/1/21		
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失	④	2016/10/27	
		全交流動力電源喪失	④		
		原子炉補機冷却機能喪失	④		
		原子炉格納容器の除熱機能喪失	④		
		原子炉停止機能喪失	④		
		ECCS注水機能喪失	④		
		ECCS再循環機能喪失	④		
	格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)	④			
	CV	過圧破損	④	2016/9/6	
		過温破損	④	2016/10/27	
		DCH	④	2014/2/4	
FCI		④			
MCCI		④			
SFP	水素燃焼	④	2013/9/26		
	想定事故1	④	2014/2/4		
想定事故2	④				
停止時	崩壊熱除去機能喪失	④	2013/10/1		
	全交流動力電源喪失	④			
	原子炉冷却材の流出	④			
	反応度誤投入	④			
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	④	2016/9/6
	1.1	44条	ATWS	④	2013/8/1
	1.2	45条	高圧時冷却	④	
	1.3	46条	減圧	④	
	1.4	47条	低圧時冷却	④	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	④	
	1.6	49条	CV冷却	④	—※2
	1.7	50条	CV過圧破損防止	④	—※2
	1.8	51条	CV下部注水	④	—※2
	1.9	52条	CV水素対策	④	—※2
	1.10	53条	RB水素対策	④	—※2
	1.11	54条	SFP	④	—※2
	1.12	55条	建屋外RI抑制	④	—※2
	1.13	56条	水源	④	—※2
	1.14	57条	電源	④	—※2
	1.15	58条	計装	④	—※2
	1.16	59条	原子炉制御室	④	2016/10/27
	1.17	60条	監視測定	④	2013/10/22
	1.18	61条	緊急時対策所	④	2016/10/27
	1.19	62条	通信連絡	④	2013/9/12
2		大規模損壊	④	2014/3/25	
共通	地質(第38条)		④	2021/7/2	
	地震動(第38、39条)		②	2022/1/14	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		②	2021/12/24	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		④	—※2	●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。

●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。

※1 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

北海道電力泊発電所3号炉の審査状況

2022年3月31日
新基準適合性審査チーム

1. 残されている審査上の論点

(凡例)

- ; 大きな論点と考えていないもの
- △ ; 見通しが不透明なもの

(1) 基準地震動の策定**① 震源を特定せず策定する地震動 (標準応答スペクトル)**

- 解放基盤表面における標準応答スペクトルを考慮した地震動評価 (応答スペクトル及び時刻歴波形) の妥当性についての説明が必要。特に、評価にあたっては、地震基盤相当面を地下構造モデルにおいて $V_s 2200\text{m/s}$ 以上の層上面に設定すること。また、模擬地震波の時刻歴波形については、前回会合で指摘したように、少なくとも M7.0 に相当する継続時間を有する乱數位相を用いた模擬地震波に加え、敷地及び敷地周辺の観測記録の中で特異な位相特徴が認められる場合には実観測位相を用いた模擬地震波を用いて作成を行うこと。(次回会合で審査予定)

② 基準地震動の策定

- 「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」の評価結果から策定した基準地震動の妥当性についての説明が必要。特に、基準地震動のうち設計用応答スペクトルの模擬地震波については、地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的变化等について示すこと。(①の審査後に審査予定)

③ 基準地震動の年超過確率 (参照事項)**(2) 基準津波の策定****① 地震による津波**

- 日本海東縁部の地震による津波評価において、前回会合で指摘したように現在の波源領域よりも西側に波源を寄せても津波評価結果に影響がないことを示すことにより、設定した波源領域の妥当性を説明すること。(次回会合で審査予定)
- 日本海東縁部の地震による津波の水位低下時間に着目した水位下降

側のパラメータスタディ結果の説明が必要。特に、水位低下時間の算定にあたっては、前回会合で指摘したように、パルス状の短時間であっても貯留堰の上端を水位が上回れば、貯留堰内の水位の回復を見込むことは奥行きのある貯留堰においては適切ではないことから、これを考慮せずに行うこと。また、水位低下に着目した評価に当たり、パラメータ因子の影響分析を行ってパラメータスタディの順序も含めて評価の妥当性を説明すること。（次回会合で審査予定）

- 地震動評価で設定した震源特性パラメータをもとに積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価についての説明が必要。

②基準津波の策定

- 日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せについて、波形の単純な重ね合わせではなく同一波動場で一体計算した評価結果の説明が必要。その際、地すべり位置への地震動の到達時間及び地すべり位置での地震動継続時間を考慮して、両波源の発生時刻を変化させた解析を行うこと。（①の審査後に審査予定）
- 地震による津波、地震以外の要因による津波及び重畳津波の中から、水位上昇側及び水位下降側の各々について敷地に最も大きな影響を与える波源を選定し、基準津波定義位置での時刻歴波形（基準津波）を示すこと。
- 基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果、特に北海道が公表した津波堆積物評価との比較についての説明が必要。（第 978 回（令和 3 年 5 月 28 日）審査会合において、これまでの調査結果に加え新知見も含めて整理するように指示済み）
- 基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保についての説明が必要。（取水口位置及び取水ピットポンプ室における砂の堆積量等の評価）

③基準津波の年超過確率（参照事項）

（3）火山影響評価

①立地評価

- 発電所に影響を及ぼし得る火山については、第 328 回（平成 28 年 2 月 5 日）審査会合から知見の更新がなされておらず、その後に審査を行った六ヶ所サイトで示された文献調査結果から得られた知見も反映されていないことから、前回会合で指摘したように最新知見を反映させた噴火活動履歴を整理した上で、完新世に活動を行った火山と完新

世に活動を行っていないものの将来の活動可能性が否定できない火山を抽出すること。(次回会合で審査予定)

- 巨大噴火の可能性評価(支笏カルデラ、洞爺カルデラ)については、現在の火山学の知見に照らした調査を尽くすことが重要であり、地球物理学的調査結果等から当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価できること、また、網羅的な文献調査結果等から運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていないことを示すこと。特に、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として、前回会合で指摘した重力異常や比抵抗等の物理探査による評価結果も示すこと。(次回会合で審査予定)

②影響評価

- △ 敷地及び敷地周辺のボーリング調査で確認された火山灰層の層厚評価についての説明が必要。特に、敷地及び敷地周辺では層厚約30cmの給源不明のものが多数確認されている。火山灰は一地点にのみ堆積するものではないことから、周辺の調査結果も含めて物証をもって、純層なのか、再堆積を含む層なのかを整理した上で、堆積厚として考慮する必要があるかを評価し、敷地で考慮する層厚への反映について整理が必要(例:旧F1開削調査スケッチには3層の火山灰、近傍の古宇川右岸地点のボーリングでは層厚30cmの火山灰層、照岸地点では層厚30cmを超える火山灰シルト層を複数確認)。(①の審査後に審査予定)
- △ 噴出規模、敷地との位置関係等から対象とする火山を選定し、降下火砕物シミュレーション評価を行った上で、上述の堆積が確認されている火山灰の層厚も踏まえて、敷地における降下火砕物の層厚評価を示すこと。シミュレーションにあたっては、仮想風、噴煙柱高度、風速等の不確かさを考慮した評価を行うこと。(①の審査後に審査予定)

③火山モニタリング

- △ モニタリングの目的¹を踏まえて選定した監視対象火山についての説明が必要。その際、巨大噴火による火砕流が敷地には到達していないと判断される場合でも過去に巨大噴火が発生した火山に係る先行審

¹ 原子力発電所の運用期間中において設計対応が不可能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価した火山であっても、この評価とは別に、第四紀に設計対応が不可能な火山事象が原子力発電所の敷地に到達した可能性が否定できない火山に対しては、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する(火山ガイド)

査の知見を踏まえて検討を行うこと。

- △ 先行審査の知見、火山部会報告書²を踏まえた監視項目についての説明が必要。その際、公的機関（気象庁、国土地理院等）及び自社で実施している評価結果を整理して、地震活動、地殻変動・地盤変動、火山ガス・熱活動等の観点から監視項目を整理すること。また、地震活動、地殻変動等の代表的な監視項目については過去10年程度のデータを整理して傾向を示すこと。なお、火山モニタリングについては、設置許可段階では方針を示した上で、具体的な内容については、保安規定認可で確認を行うこととする。

（４）地盤・斜面の安定性（未審議）

- 審査の効率化を図るために、基準地震動の策定後に新設防潮堤に関係しない断面の評価結果を示すこと。その際、代表施設で評価を行う場合には施設の規模、接地圧等を示して妥当性を示すこと。また、解析用物性値の妥当性については、試験結果をもって示す必要がある。特に埋土については、埋め立て時期により物性の違いがある場合はその範囲を含めて説明が必要となる。
- △ 新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果を示すこと。

（５）敷地の地質・地質構造

- まとめ資料の作成にあたり、敷地周辺を含めた段丘編年による地質層序全体について、地層名も含めて文献（地質図幅等）との対比等により示すことが必要。特に、段丘ではないとしていた岩内台地の扱いの明確化、地質図幅等に採用されていない岩内層の名称の扱いについて整理が必要。

（６）プラント側審査の論点

- △ 耐震設計方針及び耐津波設計方針については、基準地震動及び基準津波が固まった後に一通り説明を聴取し、具体的な論点の提示を行うこととなるが、少なくとも、最新の審査実績を踏まえた上で、審査実績のない設計条件・評価手法の採用などについては説明が必要。

² 火山モニタリングにおける「観測データに有意な変化があったと判断する目安」について 報告書（令和2年03月06日）

- △ 防潮堤については、その平面的な位置及び形状が今後さらに変更される場合には、さらなる防潮堤の設計変更や基準津波の再解析等審査工程への影響が大きいことから、形状等の変更の可能性がないことの早期確認が重要。このため、残置する防潮堤や建屋からの影響など防潮堤の平面的な位置及び形状の決定に影響する事項について根拠を含めて網羅的な整理と説明が必要。具体的には、第1032回（令和4年3月3日）審査会合で事業者が示した3つの評価項目³を含め、影響を及ぼす評価項目の選定プロセスを整理し説明するとともに、定量的な影響評価の実現性を検討した上で、評価方針及びその妥当性を説明すること。
- △ 耐震設計方針及び耐津波設計方針以外の審査項目については、おおむね審議済みとしているものの、審査中断以降の他プラントの審査実績、自然ハザード側の審査結果、事業者が自ら行った設計変更、バックフィット案件といった事項に係る反映状況について確認が必要であり、これらを含むまとめ資料を提出の上、審査会合での説明が必要。

2. 審査会合において意見交換したいポイント

- ・ 上記1. について、事業者において記載内容の確認や詳述を求める事項、又は事業者の認識と相違する箇所はあるか。
- ・ 自然ハザード側の審査が大詰めを迎えていることを踏まえ、審査をより効率的に進めるために、今後、残された審査上の論点について、審査会合の都度作業見通しを提示頂くことは可能か。
- ・ 現在は、審査会合後に面談を実施し、審査会合での審査チームからの指摘事項についての確認の場を設けているが、面談ではなく、審査会合の最後に認識共有を図る時間を設けることは有意義であるか。
- ・ 上記の他、審査を効率的に進める方策はあるか。

³ ①瓦礫が漂流物となり非常用海水冷却系の機能に及ぼす影響、②泥水の発生による非常用海水冷却系の機能及び津波荷重に及ぼす影響、③瓦礫が漂流物となり漂流物衝突荷重に及ぼす影響

昨年7月以降、地震・津波関係の審査会合を重ねてきたが（地震動評価3回、津波評価2回、火山影響評価1回）、審査が適切に進まなかった事例として以下のものがある。

- 火山影響評価を行う上で、基礎データである各火山の噴火履歴を整理することが基本。火山影響評価の審査を再開し各火山の噴火履歴データを確認したところ、再開前の平成28年2月の会合から更新がなされていなかったため、最新知見を反映するように求めた（第1009回審査会合（令和3年10月14日））。他の事業者は、規制側からの指示がなくても主体的に見直しを行っている。
- 巨大噴火の可能性評価については、現在の火山学の知見に照らした調査を尽くした上での総合的な評価が必要であり、時間を要する事項については事前に先行審査での審議内容も参考に準備することを求めていた（平成30年3月6日面談）。しかしながら、マグマ溜まり等の地下構造に係る調査については、地震波速度構造による評価のみであったため、重力異常や比抵抗等の物理探査による評価も実施するよう求めた（第1009回審査会合（令和3年10月14日））。
- 津波による水位低下時には貯留堰方式により非常用冷却水を確保する設計。類似の先行審査では基準津波の策定に際し、水位だけではなく水位低下時間に着目した評価も実施。泊3号では水位変動量が最大となるケースと貯留堰を下回る時間が最大となるケースが一致しないにもかかわらず、水位低下時間に着目したパラメータスタディを実施していなかったため、実施するよう求めた（第1023回審査会合（令和3年12月24日））。
- 北海道電力は、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価に用いる地下構造モデルを平成30年北海道胆振東部地震の観測記録も踏まえて新たに設定したと説明。しかしながら、大深度ボーリング調査、深部も含めて多くの地震観測記録の取得等、新しい地下構造モデルを設定するのに相応な調査や分析が行われていないことから妥当性があるとは言えず、また、地下構造モデルを変更するのであれば、昨年10月に概ね審査済みとなった「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」についても、再度審議する必要が生じる旨を伝え、その対応方針について説明を求めている（第1024回審査会合（令和4年1月14日））（本年1月25日の面談で、事業者から「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動と同じ地盤モデル」とする旨の回答あり）。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年4月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2022/3/18	●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていないため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。上載地層の堆積年代評価の妥当性も含めて、観察事実に基づいてH-9断層ですべてのH断層の活動時期を代表できるかどうかについて、今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
	震源を特定して策定する地震動	③	2021/7/16	●地震動の顕著な増幅を考慮する地震動評価のうち、海洋プレート内地震の地震動評価について、令和3年7月16日の審査会合で、一部の周期帯で内陸地殻内地震及びプレート間地震の地震動評価結果を上回ることから、海洋プレート内地震の全ての震源モデルに対して断層モデルの背景領域にも増幅係数を乗じた場合の地震動評価結果を「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」として採用するよう求めた。また、事業者が今後説明するとしていた事項のうち、御前崎沖の想定沈み込み海洋プレート内地震の地震動評価については、不確かさを考慮した地震動評価を行った上で、長周期側がプレート間地震の地震動評価結果で代表できるのかどうかについて示すよう求めた。これらの評価結果も含め、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」として資料を一まとめにした評価結果について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●また、令和3年7月16日の審査会合において、事業者から「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の取りまとめ資料を作成するにあたり、これまでの審査会合で提示してきた検討・評価結果を改めてチェックしたところ、一部に誤った結果が記載されていたとの報告があったことから、品質保証・管理を徹底するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	
津波(第5条)	地震による津波	②	2021/12/17	●プレート間地震による津波評価について、事業者は、申請当初に用いていた内閣府(2012)による波源モデルに基づくモデルではなく、独自に遠州灘沿岸域及び南海トラフ広域の津波痕跡高を再現した波源モデル(痕跡再現モデル)を設定し、同モデルに基づき津波評価を実施した。令和3年12月17日の審査会合において、事業者は、審査会合での指摘を踏まえ、内閣府(2012)によるライズタイム60秒を考慮したパラメータスタディによる津波評価を実施し、敷地前面において水位上昇側が22.5mとなることなどを示すとともに、内閣府(2012)の波源モデルの津波評価等との比較を行い、より保守的な津波評価となっていることを確認した。これに対し、事業者の波源モデルと内閣府(2012)の波源モデルとの相違点を整理するとともに、津波評価結果の比較については破壊開始点等の条件を揃えて、内閣府(2012)との違いを定量的に示すことを求めた。さらに、パラメータスタディの実施手順において、評価結果への影響の大きいライズタイム60秒を一部のケースにしか設定していないことなどから、パラメータスタディを充実させるよう求めた。引き続き、事業者独自に設定した波源モデルに基づく津波評価の妥当性について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●また、津波堆積物に関する調査については、令和3年12月17日の審査会合において、敷地内において津波がこれ以上の標高には遡上していないことを示す調査データ等の提示を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●プレート間地震以外による地震の津波評価については、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	③	2020/5/21	●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	基準津波	①	-	●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	-	
竜巻(第6条)		②	2015/4/9	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)		②	2015/3/19	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
その他自然現象と人為事象(第6条)		②	2015/7/9	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		②	2015/8/6	
内部溢水(第9条)		②	2015/5/21	
誤操作の防止(第10条)		②	2015/6/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
安全避難通路(第11条)		②	2015/6/2	
安全施設(第12条)		②	2015/4/21	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		②	2015/2/24	
安全保護回路(第24条)		②	2015/6/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
原子炉制御室(第26条)		②	2015/6/11	
監視設備(第31条)		②	2015/4/2	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		②	2015/3/24	
通信連絡設備(第35条)		②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点			
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	②	2015/7/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。		
		Lv 1.5	②				
		停止時	②				
		地震	②				
		津波	②				
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	②					
	解析コード	③	2015/10/15	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実確認等について確認していく。			
	限界温度、限界圧力	②	2015/3/3	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	②		2017/5/26		
		高圧注水・減圧機能喪失	②				
		全交流動力電源喪失	②				
		崩壊熱除去機能喪失	②				
		原子炉停止機能喪失	②				
		LOCA時注水機能喪失	②				
		格納容器バイパス(ISLOCA)	②				
CV	過圧・過温破損	②	2016/9/15				
	DCH	②	2015/3/10				
	FCI	②					
	MCCI	②					
	水素燃焼	②	2015/3/10				
SFP	想定事故1	②	2015/3/17				
	想定事故2	②					
停止時	崩壊熱除去機能喪失	②	2015/3/17				
	全交流動力電源喪失	②					
	原子炉冷却材の流出	②					
	反応度誤投入	②					
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②	2015/7/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。	
	1.1	44条	ATWS	①	-		
	1.2	45条	高圧時冷却	①			
	1.3	46条	減圧	①			
	1.4	47条	低圧時冷却	①			
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①			
	1.6	49条	CV冷却	①	-	2015/7/21	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.7	50条	CV過圧破損防止	②			
	1.8	51条	CV下部注水	①	-	2015/8/4	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.9	52条	CV水素対策	①	-		
	1.10	53条	RB水素対策	②	-		
	1.11	54条	SFP	①	-		
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-		
	1.13	56条	水源	①	-		
	1.14	57条	電源	①	-		
	1.15	58条	計装	①	-		
	1.16	59条	原子炉制御室	②	2015/6/11		
	1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2		
	1.18	61条	緊急時対策所	②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。	
	1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24		
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)			③	2022/3/18	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)			②	2021/7/16	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2021/12/17	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年4月5日時点】

審査項目	ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	③	2021/9/17	●令和3年4月23日の審査会合において、プレート間地震の地震動評価について審議し、これまで説明を求めてきた断層モデル手法に用いる経験的グリーン関数法に適用する要素地震の妥当性等について回答がなされ、概ね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和3年5月14日の審査会合において、海洋プレート内地震の地震動評価について審議し、これまで説明を求めてきた検討用地震の選定の妥当性等について回答がなされ、概ね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和3年9月17日の審査会合において、内陸地殻内地震の地震動評価について審議し、速度構造の高まりを考慮して横浜断層位置に想定した東傾斜の断層による地震動のコメント回答に対して、当該断層を検討用地震として選定する際の位置付け及び考慮すべき不確かさについて説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	—	
	基準地震動	①	—	
	地盤・斜面の安定性	①	—	
	耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者による審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。
津波(第5条)	地震による津波	③⇒④	2022/1/28	●令和3年7月9日の審査会合において、太平洋側プレート間地震による津波評価について、概ね妥当な検討がなされたと評価した。令和4年1月28日の審査会合において、これまでの審査会合で指摘していた海域活断層による地震、海洋プレート内地震及び津波地震による津波評価について、事業者から妥当な回答・説明がなされたことから、当該項目を概ね審査済とした。
	地震以外による津波	③	2022/1/28	●令和4年1月28日の審査会合において、地震以外による津波のうち、海底地すべりによる津波の評価において、既存の文献による知見の一部が反映されていなかったため、追加検討を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	基準津波	①⇒②	2022/1/28	●令和4年1月28日の審査会合において、津波の組合せの評価において、水位上昇側で、「地震に起因する津波」と「地震以外に起因する津波」とを組み合わせた場合の評価水位が、連動型地震単独の場合の評価水位よりも下回っていることから、組合せ結果が適切に評価されているのかどうか判断できないため、追加検討を行うことを求めた。また、水位下降側の評価において、他施設の審査知見を踏まえ、貯留堰を下回る時間に着目した評価結果の整理を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者による審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。
竜巻(第6条)	①	—		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)	①	—		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	—		
不法な侵入(第7条)	①	—		
内部火災(第8条)	①	—		
内部溢水(第9条)	①	—		
誤操作の防止(第10条)	①	—		
安全避難通路(第11条)	①	—		
安全施設(第12条)	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者による審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。	
全交流電源喪失(第14条)	①	—		
SFP(第16条、23条)	①	—		
RCPB(第17条)	①	—		
安全保護回路(第24条)	①	—		
原子炉制御室(第26条)	①	—		
監視設備(第31条)	①	—		
保安電源(第33条)	①	—		
緊急時対策所(第34条)	①	—		
通信連絡設備(第35条)	①	—		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステータス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①			
	解析コード		①	-		
	限界温度、限界圧力		①	-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧・過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①	-		
		MCCI	①	-		
		水素燃焼	①	-		
	SFP	想定事故1	①	-		
		想定事故2	①	-		
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①	-		
原子炉冷却材の流出		①	-			
反応度誤投入		①	-			
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①	-	
	1.3	46条	減圧	①	-	
	1.4	47条	低圧時冷却	①	-	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①	-	
	1.6	49条	CV冷却	①	-	
	1.7	50条	CV過圧破損防止(FCVS)	①	-	
	1.8	51条	CV下部注水	①	-	
	1.9	52条	CV水素対策	①	-	
	1.10	53条	RB水素対策	①	-	
	1.11	54条	SFP	①	-	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
	1.13	56条	水源	①	-	
	1.14	57条	電源	①	-	
	1.15	58条	計装	①	-	
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-	
	1.17	60条	監視測定	①	-	
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-	
1.19	62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			④	2018/5/18	
	地震動(第38、39条)			②	2021/9/17	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)			②	2022/1/28	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年4月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2022/1/14	<p>●令和2年10月2日の審査会合において、評価対象断層として選定された10条の断層について、事業者は、上載地層を用いた評価及び断層最新面と鉱物脈との交差関係により活動性評価を行う方針とし、令和3年1月15日の審査会合において、上載地層法においては、活動性評価に用いた上載地層が12～13万年より古い地層であるとする事業者の評価を確認した。また、鉱物脈法を用いた評価については、生成温度が低い鉱物脈の評価への適用性についてデータが拡充されており、イライト/スメクタイト混合層が鉱物脈法による評価に適用できるとする事業者の評価を確認した。鉱物脈法の顕微鏡観察結果については、断層最新面と鉱物脈との交差関係が明確でない箇所のデータ拡充等を求めた。</p> <p>●令和3年11月18、19日に現地調査を行い、事業者に対して、鉱物脈と断層との関係については、露頭やボーリングコア試料でも確認することができるよう詳細な観察を行うよう求めるとともに、一部の薄片観察において断層の最新面が不明瞭なため、鉱物脈が断層を明瞭に横断しているようには見えない箇所があることから、改めて追加観察を行うよう求めた。また、S-4断層を上載地層により評価した35m盤トレンチでは当該断層が岩盤中で不明瞭なため、現在の露頭状況では上載地層との関係が判断できなかったことから、事業者に対して、当該地点で上載地層法により活動性を評価するのであれば、断層位置が判別できる露頭も改めて示した上で説明するよう求めた。</p> <p>●令和4年1月14日の審査会合において、事業者から敷地内断層の追加調査計画について説明を受けた。これに対し、追加調査は、上記のこれまでの指摘事項等に留意して行うとともに、活動性評価に当たっては、追加調査で取得したデータのみならず、これまでに取得・提示していたデータを考慮して整合的な評価を行うよう求めた。今後、現地調査における確認事項も踏まえて、選定された断層の活動性評価の妥当性について事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	敷地周辺の地質・地質構造	②	2022/1/14	<p>●敷地近傍及び能登半島西岸の地形、地質・地質構造について審査を行っている。令和3年10月14日の審査会合において、敷地近傍の福浦断層の評価について、断層南部に関しては、断層位置及び端部の評価の根拠となるデータが得られておらず、不明確な点があったため、福浦断層を追跡する追加調査・検討を行うよう求めた。また、富来川南岸断層の北端部の評価についても、地表踏査等の調査の充足性や断層延長部において富来川南岸断層と同様の走向として認定しているリニアメントとの関係性に関して整理して説明するよう求めた。</p> <p>●令和3年11月18、19日に現地調査を行い、福浦断層の北端部付近の露頭観察を実施したところ、その範囲で当該断層と同性状の断層は確認されなかった。しかしながら、断層がないことの説明性を高めるため、事業者に対して、追加で地質データを取得し、断層想定位置を横断して地層境界が連続すること等の、露頭観察結果を補強するような地質状況の検討結果を示すよう求めた。</p> <p>●令和4年1月14日の審査会合において、事業者から福浦断層南端の評価に係る追加調査計画について説明を受けた。これに対して、追加のボーリング調査において何らかの断層が確認された場合には、詳細な性状を把握した上で、必要に応じて、当初計画のみにとどめることなく臨機応変に追加調査・観察を行い、福浦断層の延長である可能性がないか詳しく検討するとともに、反射法地震探査についても必要に応じて追加測線を設定して探査を行う等、福浦断層南端の評価を確実に進行するよう求めた。追加調査結果を踏まえた福浦断層南端の評価の妥当性について確認を行うとともに、それ以外の断層に係る震源として考慮する活断層の選定等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	
	震源を特定して策定する地震動	①	-	
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
津波(第5条)	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	地震による津波	①	-	
	地震以外による津波	①	-	
	基準津波	①	-	
耐津波設計方針	①	-		
竜巻(第6条)	①	-	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	
		Lv 1.5	①		
		停止時	①		
		地震	①		
		津波	①		
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①		
	解析コード		①	-	
	限界温度、限界圧力		①	-	
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-	
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-	
		全交流動力電源喪失	①	-	
		崩壊熱除去機能喪失	①	-	
		原子炉停止機能喪失	①	-	
		LOCA時注水機能喪失	①	-	
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①	-	
	CV	過圧・過温破損	①	-	
		DCH	①	-	
		FCI	①	-	
		MCCI	①	-	
		水素燃焼	①	-	
SFP	想定事故1	①	-		
	想定事故2	①	-		
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		
	全交流動力電源喪失	①	-		
	原子炉冷却材の流出	①	-		
	反応度誤投入	①	-		
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-
	1.1	44条	ATWS	①	-
	1.2	45条	高圧時冷却	①	-
	1.3	46条	減圧	①	-
	1.4	47条	低圧時冷却	①	-
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①	-
	1.6	49条	CV冷却	①	-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①	-
	1.8	51条	CV下部注水	①	-
	1.9	52条	CV水素対策	①	-
	1.10	53条	RB水素対策	①	-
	1.11	54条	SFP	①	-
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-
	1.13	56条	水源	①	-
	1.14	57条	電源	①	-
	1.15	58条	計装	①	-
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-
	1.17	60条	監視測定	①	-
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-
1.19	62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		③	2022/1/14	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)		①	-	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		①	-	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請^{※1}(本体施設)に係る審査状況【令和4年4月5日時点】

審査項目		ステイタス ^{※2}	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2021/6/25	●事業者が後期更新世以降に強風化した岩盤の膨張によって生じたとしている変状について、令和3年6月25日の審査会合において、重要施設側面に確認されるシームS-11が「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認するため、変状が風化部でのみ発生し、重要施設側面に確認されるシームS-11付近には風化部が確認されないとする事実関係、及び活動性が否定されているシームS-11と重要施設側面に確認されるシームS-11が同じものであると判断できる根拠の有無について、追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/12/18	
	震源を特定して策定する地震動	③	2022/3/18	●令和3年6月11日の審査会合において、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価に関する全体概要を聴取するとともに、プレート間地震の地震動評価について審議した。プレート間地震の地震動評価については、検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和3年8月27日の審査会合において、海洋プレート内地震の地震動評価について審議した。検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和3年11月5日の審査会合において、内陸地殻内地震の地震動評価について審議した。検討用地震として選定された「F-14断層による地震」に関しては、震源モデルの設定や不確かさ考慮の妥当性等を、「奥尻海盆北東縁断層～奥尻海盆東縁断層～西津軽海盆東縁断層の連動を考慮した地震」に関しては、長大な断層の地震動評価手法の妥当性等を、「隆起再現断層による地震」に関しては、敷地周辺の広域的な隆起を説明するための震源モデルの考え方を、それぞれ追加説明するよう求めた。令和4年3月18日の審査会合において、「F-14断層による地震」及び「奥尻海盆北東縁断層～奥尻海盆東縁断層～西津軽海盆東縁断層の連動を考慮した地震」(奥尻三連動)の地震動評価に関し、上述の指摘内容について審議した。「F-14断層による地震」に関しては、震源モデルの設定の考え方や不確かさ考慮の妥当性等を、奥尻三連動に関しては、断層パラメータ設定の考え方や解析手法の妥当性等を、それぞれ追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①⇒②	2022/3/18	●令和4年3月18日の審査会合において、震源を特定せず策定する地震動のうち、「全国共通に考慮すべき地震動」の評価について審議した。「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、「2004年北海道留萌支庁南部の地震」に関しては、地震動評価に用いる地下構造モデルの妥当性等を、標準応答スペクトルに基づく地震動評価に関しては、模擬地震波の作成における地震規模の設定の妥当性等を、それぞれ追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	基準地震動	①	—	
	地盤・斜面の安定性	①	—	
	耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24	
	地震以外による津波	④	2018/6/8	
	基準津波	①	—	
	耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)	①	—		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)	①	—		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	—		
不法な侵入(第7条)	①	—		
内部火災(第8条)	①	—		
内部溢水(第9条)	①	—		
誤操作の防止(第10条)	①	—		
安全避難通路(第11条)	①	—		
安全施設(第12条)	①	—		
全交流電源喪失(第14条)	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
SFP(第16条、23条)	①	—		
RCPB(第17条)	①	—		
安全保護回路(第24条)	①	—		
原子炉制御室(第26条)	①	—		
監視設備(第31条)	①	—		
保安電源(第33条)	①	—		
緊急時対策所(第34条)	①	—		
通信連絡設備(第35条)	①	—		

※1 平成26年12月16日付大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリストに用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステイタス ^{※2}	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナシグループ及び重要事故シナシ		①			
	解析コード		①	-		
	限界温度、限界圧力		①	-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧・過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①			
		MCCI	①			
		水素燃焼	①			
SFP	想定事故1	①	-			
	想定事故2	①	-			
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	全交流動力電源喪失	①				
	原子炉冷却材の流出	①				
	反応度誤投入	①				
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①		-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①		-
	1.8	51条	CV下部注水	①		-
	1.9	52条	CV水素対策	①		-
	1.10	53条	RB水素対策	①		-
	1.11	54条	SFP	①		-
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①		-
	1.13	56条	水源	①		-
	1.14	57条	電源	①		-
	1.15	58条	計装	①		-
	1.16	59条	原子炉制御室	①		-
	1.17	60条	監視測定	①		-
	1.18	61条	緊急時対策所	①		-
1.19	62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		③	2021/6/25	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		②	2022/3/18	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2021/12/24	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設を合わせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年4月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	②	2020/10/30	●K断層の重要施設直下への連続性の評価に係る審査の過程において、評価の妥当性を確認するためのボーリング柱状図の記載が説明がなく削除・変更されていることが確認された。これに関し、令和2年6月の審査会合において、事業者から、ボーリング柱状図の元データとなる調査会社による調査報告書とともに、柱状図変更の経緯、変遷等を含めて説明があった。これに対して、調査会社が作成した申請書案の元データの存否を調査会社にも確認の上明らかにし、資料提出を行うこと、調査会社の調査報告書から申請書に反映すべきデータを事業者として明確にし、それをもとにどのような書き換えがあったのかを報告し直すこと、データ書き換えの不適合管理に係る要因分析等が不足しているため、更に深掘りして検討を行うことなどを求めた。令和2年10月30日の審査会合では、これらの指示に対して、事業者が、評価に必要な柱状図の元データを示し、また、今後は適切な記載の柱状図を提出する方針が示されたことから、敷地内断層の審査を継続することとした。他方で、令和2年10月7日の原子力規制委員会において、事業者による柱状図データ書き換えの原因調査分析の妥当性については、原子力規制検査の中で確認していくこととし、令和3年7月28日の原子力規制委員会での経過報告を行った。令和3年8月18日の原子力規制委員会において、当該経過報告を踏まえた審査の取扱いについて議論された。その結果、原子力規制検査において、以下の2点を満たす業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しないこととした。 ①調査データのトレーサビリティが確保されること ②複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合はその判断根拠が明確にされること ●なお、令和3年11月2日の原子力規制委員会において原子力規制検査の実施状況の報告を行った。その結果、今後事業者の社内規程改訂などの改善活動が終了し、審査資料の準備が出来た段階で再度検査を行い、その結果を原子力規制委員会に報告することとなった。
	敷地周辺の地質・地質構造	①	-	
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	
	震源を特定して策定する地震動	②	2019/12/13	●事業者は浦底断層による地震動評価について、不確かさに加えて十分な余裕を確保するとしているが、既許可サイトと同様の項目かつ、同様のレベル観の不確かさしか考慮していない。これに対して、浦底断層から200m程度の位置に重要施設が建設されているという特殊性から、更に踏み込んだ検討を行うことも考えるよう求めている。震源断層モデルの設定、不確かさとして考慮するパラメータの設定も含めて震源極近傍の地震動評価としてどのような保守性まで見込むのかについて、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
津波(第5条)	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	地震による津波	①	-	
	地震以外による津波	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
	基準津波	①	-	
火山事象 (第6条)	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)	①	-	
	火山事象	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
	火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)	①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-	
	不法な侵入(第7条)	①	-	
	内部火災(第8条)	①	-	
	内部溢水(第9条)	①	-	
	誤操作の防止(第10条)	①	-	
	安全避難通路(第11条)	①	-	
	安全施設(第12条)	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	全交流電源喪失(第14条)	①	-	
	SFP(第16条、23条)	①	-	
	RCPB(第17条)	①	-	
	安全保護回路(第24条)	①	-	
	原子炉制御室(第26条)	①	-	
	監視設備(第31条)	①	-	
	保安電源(第33条)	①	-	
	緊急時対策所(第34条)	①	-	
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ	①				
	解析コード	①	-			
	限界温度、限界圧力	①	-			
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①			
		原子炉補機冷却機能喪失	①			
		原子炉格納容器の除熱機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		ECCS注水機能喪失	①			
		ECCS再循環機能喪失	①			
	格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)	①				
	CV	過圧破損	①	-		
		過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①			
MCCI		①				
SFP	水素燃焼	①	-			
	想定事故1	①	-			
停止時	想定事故2	①	-			
	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	全交流動力電源喪失	①				
	原子炉冷却材の流出	①				
反応度誤投入	①					
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①	-	
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①	-	
	1.8	51条	CV下部注水	①	-	
	1.9	52条	CV水素対策	①	-	
	1.10	53条	RB水素対策	①	-	
	1.11	54条	SFP	①	-	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
	1.13	56条	水源	①	-	
	1.14	57条	電源	①	-	
	1.15	58条	計装	①	-	
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-	
	1.17	60条	監視測定	①	-	
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-	
	1.19	62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			②	2020/10/30	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)			②	2019/12/13	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)			①	-	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表 (特定重大事故等対処施設)

- ・ 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所 6, 7号炉 . . . 28
- ・ 中国電力(株)島根原子力発電所 2号炉 29
- ・ 東北電力(株)女川原子力発電所 2号炉 30

※1 申請順に記載

※2 電源開発(株)大間原子力発電所及び北海道電力(株)泊発電所 3号炉については、前回（令和4年1月5日第56回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和4年4月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	④	2021/12/24		
	地震動 (第38、39条)	基準地震動	①	-	●標準応答スペクトルに基づく地震動評価を踏まえた基準地震動の策定の有無について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 (なお、既許可の施設等については、令和4年3月23日の原子力規制委員会において標準応答スペクトルに基づく評価結果を基準地震動として追加する必要はないと判断している。)	
		地盤・斜面の安定性	③	2022/3/4	●令和4年1月14日の審査会合において、事業者から、特定重大事故等対処施設(以下この文において「特重施設」という。)の地盤の安定性評価に用いる解析用物性値として、既許可の物性値並びに特重施設の設置位置付近で新たに取得した沖積層及び新期砂層の物性値には採取した試料の分布深度が異なることによるばらつきが認められることから、両物性値を用いて評価を行う旨の説明を受けた。これに対し、既許可における物性値データの採取位置も含めて示した上で、新たに取得した物性値を適用する範囲は特重施設の設置位置付近のみであり、既許可施設への反映を必要としないことの根拠等について説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
		耐震設計方針	④	2021/3/18		
	津波 (第40条)	耐津波設計方針	④	2021/9/30		
	火災 (第41条)		③⇒④	2022/2/17		
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		④	2020/1/30		
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		③⇒④	2022/2/17	
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	④	2021/5/27	
			炉内熔融炉心の冷却機能	④	2021/12/14	
CV内熔融炉心の冷却機能			④	2021/12/14		
CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能			④	2021/12/14		
CVの過圧破損防止機能			③⇒④	2022/2/17		
水素爆発によるCV破損防止機能			④	2021/12/14		
電源設備			④	2021/5/27		
計装設備			④	2021/9/30		
通信連絡設備			④	2020/6/25(書面)		
緊急時制御室			④	2021/5/27		
使命期間(第3号)		④	2021/5/27			
効果の評価(主に第2号)		④	2021/12/14			
技術的能力	1.0	共通	④	2021/9/30		
	2.2	準備操作	④	2021/12/14		
		減圧	④	2021/12/14		
		炉内熔融炉心冷却	④	2021/9/30		
		CV内熔融炉心冷却	④	2021/9/30		
		CV冷却・減圧	④	2021/12/14		
		CV過圧破損防止	③⇒④	2022/2/17		
		CV水素対策	④	2021/12/14		
		サポート機能(電源)	④	2021/3/4		
		サポート機能(計装)	④	2021/9/30		
		サポート機能(通信連絡)	④	2021/3/4		
		緊急時制御室	④	2021/3/4		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和4年4月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	
	津波 (第40条)	耐津波設計方針	①	-	
	火災 (第41条)		①	-	
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		①	-	
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		①	-
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①	-
			炉内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CV内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①	-
			CVの過圧破損防止機能	①	-
			水素爆発によるCV破損防止機能	①	-
			電源設備	①	-
			計装設備	①	-
			通信連絡設備	①	-
			緊急時制御室	①	-
		使命期間(第3号)		①	-
	効果の評価(主に第2号)		①	-	
	技術的能力	1.0	共通	①	-
2.2		準備操作	①	-	
		減圧	①	-	
		炉内溶融炉心冷却	①	-	
		CV内溶融炉心冷却	①	-	
		CV冷却・減圧	①	-	
		CV過圧破損防止	①	-	
		CV水素対策	①	-	
		サポート機能(電源)	①	-	
		サポート機能(計装)	①	-	
		サポート機能(通信連絡)	①	-	
緊急時制御室		①	-		

●令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。また、同年3月31日に初回の概要説明に係る審査会合を開催した。引き続き、審査会合において審査を進めていく。

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)女川原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和4年4月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
特定重大事故等 対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	
	津波 (第40条)	耐津波設計方針	①	-	
	火災 (第41条)		①	-	
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		①	-	
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		①	-
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①	-
			炉内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CV内溶融炉心の冷却機能	①	-
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①	-
			CVの過圧破損防止機能	①	-
			水素爆発によるCV破損防止機能	①	-
			電源設備	①	-
			計装設備	①	-
			通信連絡設備	①	-
			緊急時制御室	①	-
		使命期間(第3号)		①	-
	効果の評価(主に第2号)		①	-	
	技術的能力	1.0	共通	①	-
2.2		準備操作	①	-	
		減圧	①	-	
		炉内溶融炉心冷却	①	-	
		CV内溶融炉心冷却	①	-	
		CV冷却・減圧	①	-	
		CV過圧破損防止	①	-	
		CV水素対策	①	-	
		サポート機能(電源)	①	-	
		サポート機能(計装)	①	-	
		サポート機能(通信連絡)	①	-	
緊急時制御室		①	-		

●令和4年1月6日に申請が提出された。また、同年1月20日及び2月17日に概要説明に係る審査会合を開催した。引き続き、審査会合において審査を進めていく。

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

参考資料1

令和4年4月5日現在

		PWR		敦賀2		島根3		浜岡4		浜岡3		東通		志賀2		大間				
		泊1, 2		泊3		島根3		浜岡4		浜岡3		東通		志賀2		大間				
地震・津波	地質	敷地の地質・地質構造		おおむね審議済		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		おおむね審議済		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)				
		敷地周辺の地質・地質構造		おおむね審議済				おおむね審議済		おおむね審議済		審議中		おおむね審議済						
	地震動	地下構造		おおむね審議済				おおむね審議済		おおむね審議済		おおむね審議済		審議中(内陸地殻内地震)		審議中(内陸地殻内地震)				
		震源を特定して策定する地震動		おおむね審議済		審議中(浦底断層による地震動評価)		審議中		審議中		審議中(内陸地殻内地震)								
		震源を特定せず策定する地震動		審議中																
		基準地震動		審議中																
	津波	地震による津波		審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価)		審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価)		審議中(プレート間地震による津波評価)		おおむね審議済		※敷地内破砕帯の活動性評価から審議		おおむね審議済		おおむね審議済				
		地震以外による津波		おおむね審議済		※敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議		審議中		審議中		審議中		おおむね審議済		おおむね審議済				
		基準津波		審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価)								審議中								
	地盤・斜面の安定性																			
火山事象		審議中(火山活動の可能性評価、降下火砕物の層厚の再評価)																		
プラント	耐震設計方針		審議中(防潮堤等に関する耐震設計方針)																	
	耐津波設計方針		審議中(防潮堤等に関する耐津波設計方針)																	
	DB	外部事象	竜巻に対する設計方針						審議中											
			火山に対する設計方針						審議中											
			外部火災に対する設計方針						審議中											
		その他自然現象等に対する設計方針						審議中												
	内部火災								審議中											
	内部溢水								審議中											
	安全施設等								一部着手(乾式貯蔵に係る設計を含む。)											
	有効性評価	炉心損傷防止		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※島根2号の知見を反映して審査を行う		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※浜岡4を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明されている		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
		格納容器破損防止								審議中										
		使用済燃料貯蔵槽								審議中										
		停止時								審議中										
		シーケンス選定								審議中										
		解析コード								審議中										
		SA	停止失敗時未臨界確保								審議中									
			炉心冷却(高圧冷却、減圧、低圧冷却)								審議中									
最終ヒートシンク									審議中											
格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)									一部着手(格納容器圧力逃がし装置)											
水素対策(格納容器、原子炉建屋)									審議中											
使用済燃料貯蔵槽									審議中											
緊急時対策所								審議中												
その他(監視測定、通信連絡等)								審議中												
大規模損壊																				
技術的能力																				
備考																				

注)おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることも有り得る。

空欄:未審議のもの 一部着手:一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中:一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

設置変更許可申請以外の審査における主な課題とその審査の現状

参考資料2

【本体施設】

○設計及び工事の計画の認可

令和4年4月5日

	主な課題	審査の現状	備考
柏崎刈羽 6・7号	—	7号機については、令和2年10月14日に認可した。 6号機については、平成29年12月27日の設置変更許可を踏まえた補正がなされていない。	
島根 2号	—	令和3年9月15日の新規制基準適合に係る設置変更許可を踏まえ、同年10月1日、12月22日及び令和4年3月28日に基本設計方針等の本文や建物の耐震評価等の一部について補正がなされており、審査を進めている。今後、令和4年5月、7月、9月及び12月にそれら以外の内容に関する補正が提出される見込みである。	事業者において、耐震計算に時間を要していること等を理由に、補正について、提出回数が3分割から7分割に変更されるとともに、全ての補正が提出される時期も当初予定の令和4年3月以降から12月に変更された。

○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備考
柏崎刈羽 6・7号	—	7号機については、令和2年10月30日に認可した。 6号機については、まだ申請がなされていない。	

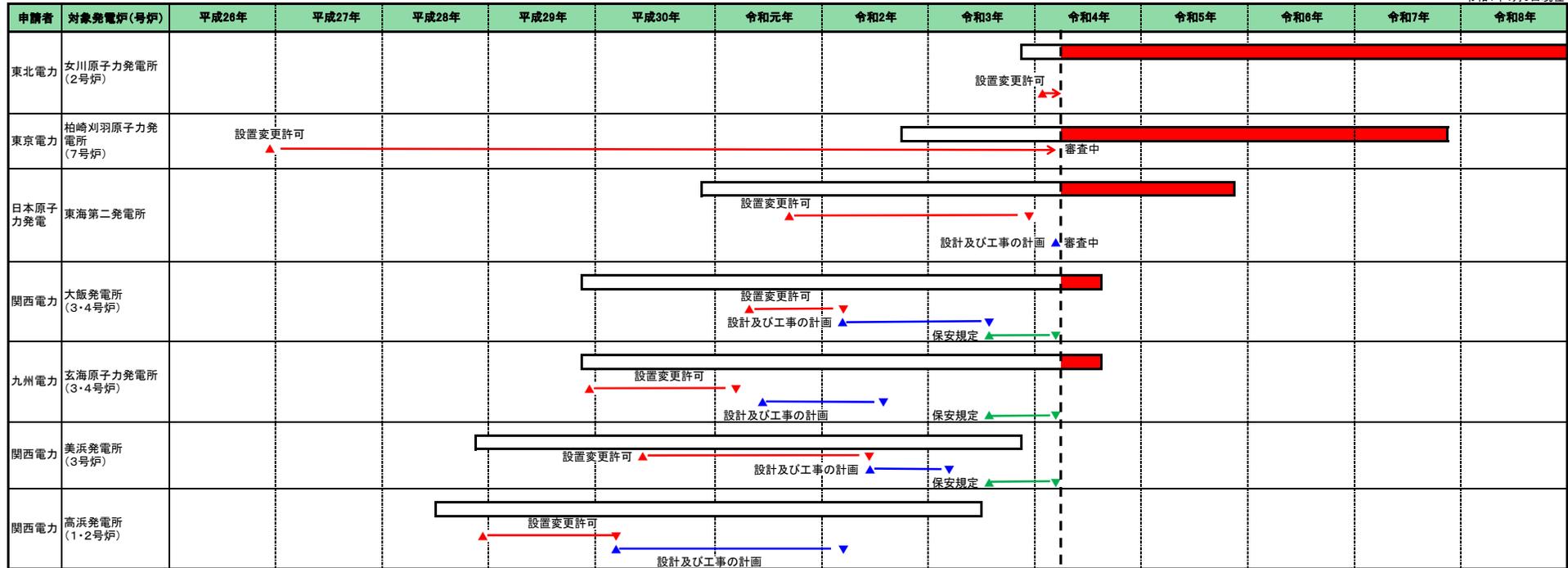
【特定重大事故等対処施設】
○設計及び工事の計画の認可

	主な課題	審査の現状	備考
東海第二	—	令和4年2月28日に第1回申請があり、今後、審査会合を開催する。	全4分割申請。第2回以降の申請はなされていない。

特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間

参考資料3

令和4年4月5日現在



凡例

